

## 正会員の年会費について

- ① 協会の前事業年度末日において登録外務員数30名以上の者 翌事業年度の年会費 36万円（令和6年3月末日までは24万円）
- ② 協会の前事業年度末日において登録外務員数30名未満の者 翌事業年度の年会費 24万円
- ③ 令和6年1月以降新たに正会員となる者のうち上記①に該当しないもの 入会后当初12か月間の年会費 12万円
- ④ 令和5年12月末現在に法人アソシエイトであった者は、上記にかかわらず令和7年3月末日までの年会費は12万円

～金融商品仲介業者の登録外務員とは～

金融商品仲介業者のIFA等が外務員として職務を行う場合は、外務員資格試験に合格した者（外務員資格を有する者）であることを条件に代表証券会社を通じて日本証券業協会へ外務員登録申請を行い、外務員登録を受ける必要があります。この登録を受けた者を登録外務員といたします。

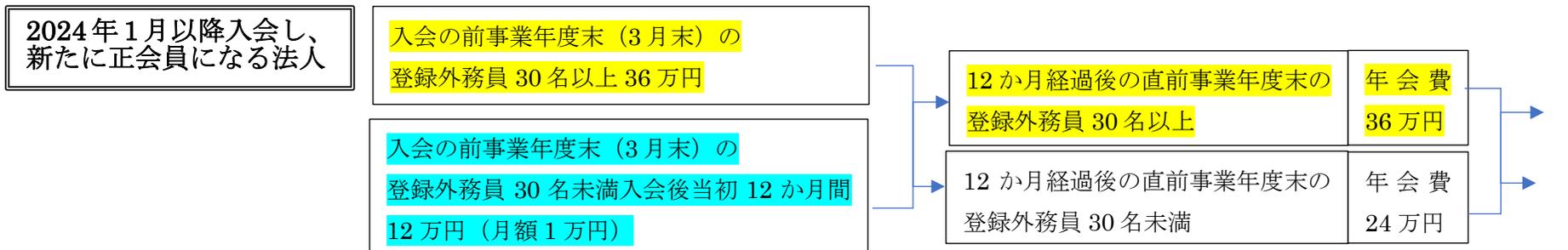
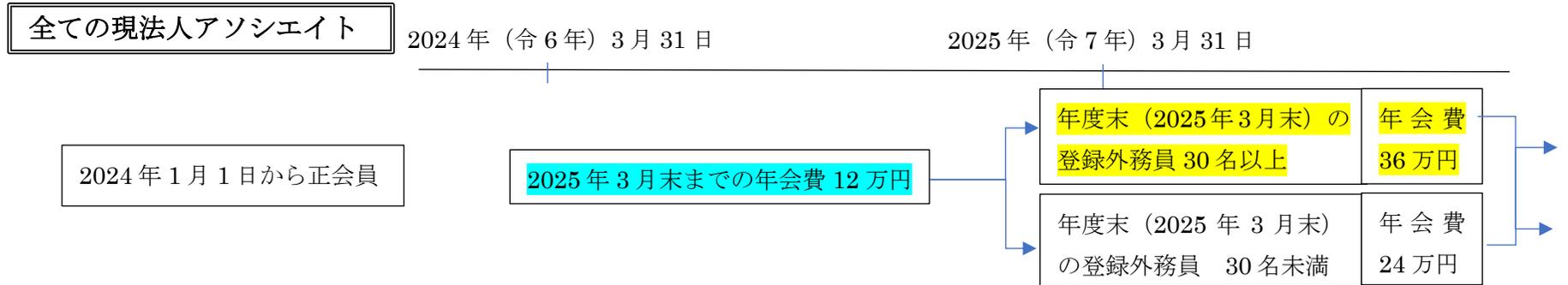
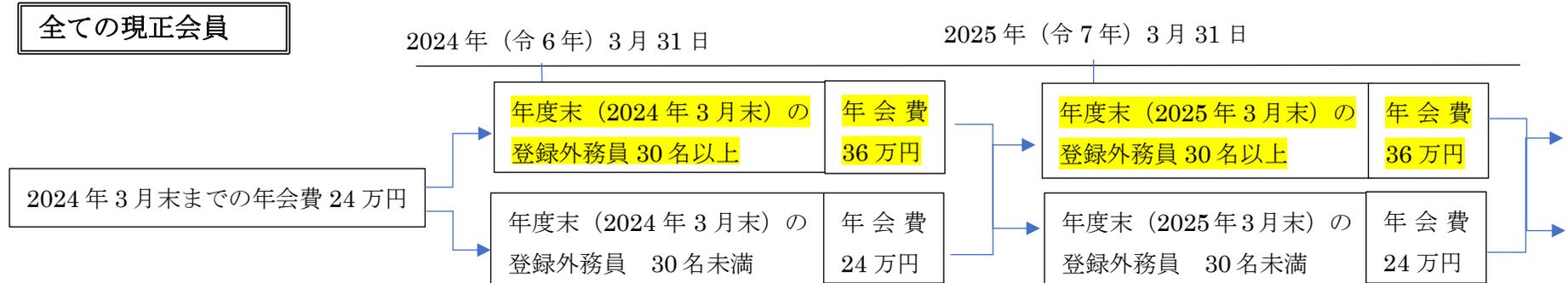
以下の式をご参照ください。

外務員資格を有する者 $\cong$ 登録外務員 $\cong$ I F A
--

※ 外務員の資格を有しているだけでは、登録外務員ではありません（外務員としての職務は行えません）。

※ 内勤であっても（IFAでなくても）「外務員として職務を行う場合」に該当する行為を行う場合には外務員登録が必要です。

## 新会費の計算（線表）



例)

(例1：令和6年2月に入会する法人)

令和5年3月末の登録外務員数30名以上の場合 令和5年度年会費は3万円(3万円×1か月分)、令和6年度年会費は令和6年3月末の登録外務員数による(36万円又は24万円)

令和5年3月末の登録外務員数30名未満の場合 令和5年度年会費は1万円(1万円×1か月分)、令和6年度年会費は令和6年3月末の登録外務員数に関わらず11万円(1万円×11か月分)＋令和6年3月末の登録外務員数により3万円又は2万円(3万円(2万円)×1か月分)

(例2：令和6年8月に入会する法人)

令和6年3月末の登録外務員数30名以上の場合 令和6年度年会費は21万円(3万円×7か月分)、令和7年度年会費は令和7年3月末の登録外務員数による(36万円又は24万円)

令和6年3月末の登録外務員数30名未満の場合 令和6年度年会費は7万円(1万円×7か月分)、令和7年度年会費は令和7年3月末の登録外務員数に関わらず5万円(1万円×5か月分)＋令和7年3月末の登録外務員数により21万円又は14万円(3万円(2万円)×7か月分)

⑤ 現法人アソシエイト 令和6年度まで12万円(経過措置)、令和7年度から登録外務員数により現正会員同様36万円又は24万円

※ 協会は、毎年度末の登録外務員数の報告を受け、翌年度の年会費を計算し、年初に請求する。

なお、年度途中の入退会は月額割り(入退会の属する月は計算から除外)

以 上